

# 愛媛県内子町議会

## 事績1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

### (1) 議会基本条例の制定

平成24年から平成29年まで議会改革特別委員会を設置し、積極的に議会の改革、活性化に取り組んできた。その実践の成果を踏まえ、議会活動を広く展開し、町民に信頼され存在感のある議会を築くために、議会基本条例を制定し、平成29年4月1日から施行している。議会が行政の追認機関とならぬようその改革を進めているところである。

### (2) 議会だより発行

平成25年に特別委員会による議会だより編集を担っていたが、平成27年5月に議会広報常任委員会を設置し、議会広報活動の強化を図った。議会だよりは年4回、定例会終了後に発行し、編集は、町民に議会活動への関心を高めてもらえるよう、原稿校正、写真撮影に至るまで、すべて委員自らが住民の立場に立って、読みやすく分かりやすい議会だよりになるように行うこととしている。

### (3) 全員協議会の毎月開催

重要な町政に係る案件などの報告や協議、議会内部の検討事項について、協議・調整するため、毎月開催を原則としている。

### (4) 委員会の行政視察

各委員会では、議案等の審査及び所管に属する事務の調査の充実を図り、その機能を十分に発揮するために、先進事例などの行政視察を毎年度行っている。

### (5) 諮問機関委員への就任制限

議員は、二元代表制の充実と町民自治の観点から、法律又は条例で定めるものを除き、審議会等、執行機関の諮問機関の委員には原則就任しないこととした。

### (6) 予算決算常任委員会の設置

予算・決算は、直接、住民の福祉に影響を及ぼすものであるため、慎重審議のため、全議員が委員となり、平成28年6月に、予算決算常任委員会を設置した。